

令和 3 年 1 2 月 1 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各 指 定 都 市 総 務 局 長  
（人事担当課扱い）  
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

（ 公 印 省 略 ）

人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について  
（令和 4 年 1 月 1 日施行の妊娠・出産・育児に係る休暇の新設・有給化関係）

本日、人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 15-14-38）、人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 15-15-18）及び人事院規則 10-15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 10-15-2）が公布されるとともに、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（職職-377）、「人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について」の一部改正について（職職-378）及び「人事院規則 10-15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の運用について」の一部改正について（職職-379）が発出され、令和 4 年 1 月 1 日から施行されることとなります。

つきましては、各地方公共団体におかれては、地方公務員法の趣旨に沿い、下記の人事院規則及び人事院運用通知の改正内容等に留意の上、休暇の新設・有給化等について令和 4 年 1 月 1 日より適用すべく、人事委員会規則等の改正など所要の措置を講じていただくようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いいたします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

## 記

### I 不妊治療のための休暇の新設関係

#### 1 改正の概要

##### (1) 休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(2) 休暇の付与日数

1の年（非常勤職員の場合は、1の年度）において5日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(3) 休暇の単位

1日又は1時間。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用可能。

(4) 休暇の請求及び承認

現行の特別休暇と同様の取扱い。休暇の承認に係る証明書類には、例えば、診察券、領収書、治療の内容が分かる書類等が含まれる。

2 その他留意事項

不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高いとの考えから、国家公務員について新たな特別休暇が措置されるものであること。

なお、休暇の付与日数等については、国家公務員に新設される不妊治療のための休暇の内容を基本として対応すべきものとなるが、不妊治療のための休暇が措置される趣旨等を総合的に勘案し、地域の実情も踏まえた上で、各地方公共団体において検討すべきものであること。

また、不妊治療の対象範囲、休暇の請求・承認・証明書類、病気休暇との関係等については、人事院規則及び人事院運用通知の改正内容のほか、人事院から本日付でQ&Aが示されているので、併せて参考とされたいこと。

II 非常勤職員の休暇関係（Iの不妊治療のための休暇を除く）

1 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の新設

現行の常勤職員に対する配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇と原則として同様の事由、付与日数等で、非常勤職員に対し休暇を新設するものであること。

2 産前休暇・産後休暇の有給化

これまで無給の休暇として規定されていた非常勤職員の産前休暇・産後休暇について、有給の休暇として規定するものであること。

3 その他留意事項

施行日前に申出・届出があった、改正前の規定に基づく施行日をまたぐ産前休暇・産後休暇は、施行日以降の期間について有給の休暇となるものであること。

なお、非常勤職員は、産前休暇・産後休暇の期間について共済組合等から出産手当金を受けていることが想定されるが、当該期間中について給与の支払いを受ける場合には、出産手当金の全部又は一部が支給停止となる仕組みであることから、その事務の取扱いに留意をすること。

III ハラスメント関係

I及びIIの改正により不妊治療のための休暇（常勤・非常勤）並びに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇（非常勤）が新設されることに伴い、人事院規則10-15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）が改正され、ハラスメン

トの対象に不妊治療を受けることに関する言動により職員の勤務環境が害されることを追加し、ハラスメントの対象となる制度又は措置に不妊治療のための休暇、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を追加する改正が行われていることに留意し、適切に対応していただきたいこと。